

令和8年度「警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科」及び「警察緊急自動車運転技能者専科」に係る実技研修の委託実施可否の確認について

警察庁交通局交通指導課

警察庁では、みだしの研修を計画しております。

当該研修は、二輪又は四輪の自動車を使用した実技研修であり、研修機関に委託の上行っていますが、この度、令和8年度実施予定の研修について委託先を選定するに当たり、実施が可能な研修機関の有無について確認することとし、実施が可能であり受託の意向を有する研修機関があれば、その旨を通知していただくこととしましたので御案内します。

1 研修の概要

本研修は、警察署、交通機動隊、高速道路交通警察隊等において、二輪又は四輪の緊急自動車（白バイ、パトカーをいいます。）に乗務している運転技能の中堅指導者となるべき警察官に対して、受傷事故防止等の観点から警察緊急自動車の運転技能に関する高度な知識や技能、指導技法を修得させることを目的とします。

警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科が約340人、警察緊急自動車運転技能者専科が約430人の警察官を対象に、それぞれ1年間に十数回（1回の研修につき10日間程度）に分けて実施します。

2 研修実施に必要な主な条件

（1）警察緊急自動車の実務に関する研修が実施できること

本研修は、警察緊急自動車に準じた自動車（白バイ、パトカー仕様となっている自動車）を使用しての速度違反車両への等間隔走行、模擬市街路における緊急走行、逃走車両に対する追跡、高速走行車両に対する安全な停止・誘導、夜間検問における受傷事故防止対策（「警察緊急自動車運転技能中堅指導者専科」のみ）等、警察緊急自動車の実務に関する高度な知識や技能又は指導技法を研修生に修得させることを目的とすることから、当方が示す教養カリキュラムに沿った警察緊急自動車の実務に関する研修内容を求めます。

よって、本研修の指導に当たる方は、これらの研修内容について、実務に即して指導教養する能力と技能を有していることが求められます。

（2）公道走行と同様の状態での実際的な研修ができること

本研修では、一般公道上において訓練することと同一の効果が期待でき、追越し、並進、コーナリング等各種走行状態下で必要な安全運転技能訓練を実際的に行うため、道路構造令に定める基準に合致した高速道路を再現した道路、一般道路、山間

路、悪路、坂路等を再現した道路、市街路を再現した道路等が必要です。

また、乗車用ヘルメット（四輪・二輪）やプロテクター等の各種受傷事故防止資機材を備え、さらに、夜間における視認性の実験等も実施することから夜光チョッキや停止灯等、夜間検問実習に使用する装備資機材が必要です。

(3) 宿泊施設が確保可能であること

本研修は、全国の都道府県警察の警察官を対象に、10日間程度（1回の研修期間）の日程で行います。研修を効果的に実施するため、研修期間中、研修施設内又はその周辺の場所で研修生を宿泊させる施設を確保できることが必要です。

3 通知の方法

これらの条件の下で、本研修の受託実施が可能であり、その意向を有する方（研修機関の代表者又は担当者に限ります。）は、施設概要等参考となる資料を添えて、令和7年12月16日（火）までに郵送又はメールにて提出してください。

なお、電話による問い合わせ先は下記のとおりですが、研修機関と関係のない個人からの問い合わせや意見等については受け付けておりませんので、あらかじめ御了承を願います。

【提出先】

1 郵送の場合

〒100-8974

東京都千代田区霞ヶ関 2 - 1 - 2

警察庁交通局交通指導課取締企画係

2 インターネットメールの場合

senka@npa.go.jp

【問い合わせ先】

電話：03-3581-0141（内線5134）